法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表仙台法務局の部気仙沼支局の款同支局の項位置欄中「気仙沼市」を「仙台市青葉区」に改める。

別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款大船渡出張所の項位置欄中「大船渡市」を「奥州市」に、同部一関支局の款同支局の項位置欄中「一関市」を「奥州市」に改める。

別表秋田地方法務局の部能代支局の款の次に次のように加える。

横手	（横手）	秋田県の内
	横手市	横手市

別表秋田地方法務局の部大曲支局の款同支局の項中「横手市」を削る。

別表福島地方法務局の部いわき支局の款富岡出張所の項中「双葉郡富岡町」を「いわき市」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、佐倉支局、千葉東出張所及び成田出張所」を「及び千葉東出張所」に改める。

第三十八条第一項中「、湯沢支局及び大曲支局」を「及び湯沢支局」に改め、同条第二項中「大曲支局」を「横手支局」に改める。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中「

大館	一

」を「

大館	一
横手	一

」に改める。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一大館人権擁護委員協議会の項の次に次のように加える。

横手人権擁護委員協議会	横手市	秋田地方法務局横手支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

第五条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一号を加える。

三　第一条中別表仙台法務局の部及び盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一一関人権擁護委員協議会の項の改正規定　別に法務省令で定める日

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

○財務省令第四号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

財務大臣　野田　佳彦

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の十五第一項第四号及び第百十四条の十六の二第一項第四号中「引き続き」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（加給年金額の支給事由に該当するに至つたときの改定の請求）

第百十四条の十六の三　令第十一条の七の六に定める一級又は二級の障害の状態にある障害共済年金の受給権者は、法第八十三条第四項の規定による当該障害共済年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　障害共済年金の年金証書の記号番号

三　加給年金額の対象者である配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四　加給年金額の対象者である配偶者が加給調整対象年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該加給調整対象年金の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

五　加給年金額の対象者である配偶者を有するに至つた年月日及びその事由

六　その他必要な事項

2　前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

一　加給年金額の対象者である配偶者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本若しくは戸籍謄本及び当該配偶者の収入の金額を証する書類

二　前項第四号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

三　その他必要な書類

3　連合会は、受給権者及び加給年金額の対象者について、知事等から本人確認情報の提供を受け、第一項第一号及び第三号に掲げる事項その他必要な事項について確認を行うものとする。この場合において、これらの事項（前項の規定により提出された書類で確認できる事項を除く。）について確認を行うことができなかつた場合には、連合会は、その受給権者に対し当該これらの事項について確認できる書類の提出を求めることができる。

第百十四条の十九中「第八十三条第四項」を「第八十三条第五項」に改める。

第百十四条の二十四第一項第三号中「及び生年月日」を「、生年月日、住所及び基礎年金番号」に改め、「引き続き」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十五号

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十一号）の施行に伴い、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第五項ただし書（同条第六項及び第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十八条」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（法第六十一条第五項ただし書の厚生労働省令で定めるもの）

第六十八条　法第六十一条第五項ただし書（同条第六項及び第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の者とする。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。